○東京工業大学学術国際情報センター 共同利用専門委員会内規

平成21年3月26日 運営委員会制定

(趣旨)

(審議事項)

第1条 東京工業大学学術国際情報センター規則(平成 16 年規則第 78 号)第 19 条第2項の規定に基づき,共同利用専門委員会(以下「委員会」とい う。) の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 高性能計算システム(以下「システム」という。)の外部機関(国内外の 大学、研究機関及び企業等)からの利用に関すること
 - システムの課金に関する事項のうち、前号に関すること
 - 三 その他学術国際情報センター運営委員会(以下「運営委員会」という。) から付託された事項

(組織)

- 第3条 委員会は,次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 副センター長(情報支援担当)
 - 副センター長 (先端研究担当)
 - 先端研究部門高性能計算システム分野担当教員
 - 先端研究部門高性能計算先端応用分野担当教員
 - 五 先端研究部門大規模データ情報処理分野担当教員
 - 六 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者
 - 七 学外の学識経験者のうちからセンター長が委嘱した者

若干人 若干人

若干人

八 その他の運営委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第6号及び7号の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。 ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き,運営委員会委員長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意 見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。 (雑則)
- 第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 会において定める。

附則

- この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- この内規は、平成22年7月1日から施行する。